

湖南省防災士連絡会

設立総会

日時 令和元年 11 月 17 日（日）
午前 9 時～

場所 石部防災センター 2 階 会議室

湖南省防災士連絡会の設立経緯と趣旨について

湖南省では、地域とりわけ自主防災組織に防災に関する知識を有する人材を育成し、地域防災力向上の一助となるよう、平成 24 年度から防災士育成事業を開始、平成 30 年度までに地域の防災リーダーとして活躍を期待する防災士約 260 名を養成されてきました。

大規模地震、集中豪雨、台風の頻発等の自然災害が激増する近年、防災意識の向上とともに、地域の防災講座、防災訓練の企画運営等に参画する防災士も増えてきています。一方、防災士の中には、資格は取得したが防災士個人では活動しにくい、個人でできる活動には限界があるなどの意見も多く、防災士間のネットワーク構築が望まれていました。

一般的に大規模な災害が発生すると、ライフライン障害、同時多発する火災などへの対応から、公的な防災関係機関の活動能力（公助）が著しく低下し、迅速な対応は困難となります。防災士を構成員とする組織については、平時のみならず災害発生時においても活動を行うことから、行政から独立して自主運営できる自助・共助の枠組みが必要ですが、ネットワーク化が構築できていない状況であったため、市の支援を受けて組織化に取り組むこととなりました。

これまで、（仮称）湖南省防災会設立に向けた地域説明会（平成 31 年 1 月 16 日～18 日）を 7 回開催し、各地域まちづくり協議会管轄区域内の区長、まち協会長に対して市内全地域参加の必要性、設立趣旨等を説明するとともに、7 つのまち協管轄区域から防災士の代表各 2 名合計 14 名を委員として推薦いただき、平成 31 年 2 月 23 日から令和元年 9 月 19 日までの間に設立準備会の会議を 4 回開催し、規約案等について検討を重ねてきました。

このようにして、市内 43 区全区参加のもと、防災士間のネットワーク構築による情報共有と互いのスキルアップを通し更なる地域防災力の向上を図ることを目的として、湖南省防災士連絡会を設立することとなりました。

湖南省防災士連絡会設立総会

次 第

1. 開会
2. 開会あいさつ
3. 来賓あいさつ・紹介
4. 議長選出
5. 書記の任命
6. 総会出席者数報告
7. 議事内容
 - 第1号議案 湖南省防災士連絡会規約の制定について
 - 第2号議案 令和元年度役員の選任について
 - 第3号議案 令和元年度事業計画について
 - 第4号議案 令和元年度予算について
8. 議長解任
9. 閉会

第1号議案

湖南省防災士連絡会規約の制定について

湖南省防災士連絡会規約を制定したいので、総会の承認を求める。

湖南省防災士連絡会規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、湖南省防災士連絡会（以下「本会」という。）と称する。

（構成）

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士機構に認定された防災士のうち、湖南省内に在住、在勤又は在学し、本会の目的に賛同した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

（目的）

第3条 本会は、自助、共助の原則のもと、会員の防災・減災に関する知識及び技術の向上並びに情報交換等による相互連携を図るとともに、地域住民の防災・減災に対する意識向上を支援することにより、地域住民の自主的な地域防災活動を効果的に推進し、もって地域防災・減災力の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の防災・減災に関する知識と技能の習得及びスキルアップに関する事業
- (2) 会員相互の交流及び次に掲げる事項に関する情報の提供に関する事業
ア 区、自治会等の地域が実施する防災訓練、学習会
イ 地域の防災・減災の啓発活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査役 1名

(7) 幹事 43名以内

- 2 役員は、幹事会で推薦した者を総会において承認する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限って、任期満了後最初の総会が終了するまでその任期を延長することができる。
- 5 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に、事業の実施に当たり専門的な助言又は情報提供を受けるため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、湖南省危機管理・防災課職員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の議事を記録し、その他会務運営及び執行にあたる。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を審議し執行する。
- 6 会計は、本会の経理を担当する。
- 7 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、年1回の定期総会を行う。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。
- 3 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状（書面又は電磁的記録を含む。）の提出をもって出席とみなす。
- 4 総会の議長は、総会において選出するものとする。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次に掲げる事項について審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) その他総会に付議すべき重要な事項
(幹事会)

第10条 幹事会は、第5条に定める役員をもって組織し、会長が必要に応じて招集する。

- 2 幹事会は、本会の運営上必要な事項について企画し審議する。
(会計)

第11条 本会の経費は、会費及びその他収入等をもって充てる。
(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
(会計の監査)

第13条 監査役は、毎年1回本会会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、監査役は臨時に監査を行うことができる。
(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年11月17日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の役員の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

第2号議案

令和元年度役員を選任について

次の者を湖南省防災士連絡会の役員に選任したいので、湖南省防災士連絡会規約第9条第6項の規定により、総会の承認を求める。

なお、役員任期は、令和元年11月17日から令和3年3月31日までとする。

ただし、総会后、区から新たに役員が推薦された場合、会長の承認をもって当該役員を選任することとし、次回総会において承認を得るものとする。

湖南省防災士連絡会役員名簿（案）

令和元年11月17日現在

構成区名	役員氏名	役職	防災士数	入会者数
1 三雲	太田 勝政		10	5
2 妙感寺	竹橋 輝		3	3
3 吉永	福島 由美子	副会長	6	4
4 夏見	今村 信二		7	7
5 針	北島 武次		5	4
6 ルモン甲西	北川 永委子		3	3
7 中央	福澤 稔		7	3
8 平松	宮島 昌務		10	3
9 柑子袋	畑 均		8	6
10 石部東	竹内 範行		4	3
11 石部中央	(不在)		7	3
12 石部西	青木 信行		8	8
13 岡出	笠井 義則	監査役	5	1
14 宮の森	有村 秀人		9	5
15 宝来坂	曾我部 修	会長	10	8
16 石部南	松原 慎二		8	8
17 東寺	黄之瀬 豊		8	5
18 西寺・丸山	竹内 孝		2	2
19 朝国	高畑 彰		4	4
20 岩部東口	(不在)		5	1
21 岩根東	松井 栄治		6	1
22 岩根西	南 重利		8	4
23 岩根花園	(不在)		6	0
24 正福寺	青木 一博	会計	9	8
25 北山台	大平 健弘		7	7
26 菩提寺	奥野 守		6	6
27 みどりの村	川上 昭		6	5
28 三上台	倉脇 健次		5	1
29 イワタニランド	中山 晋一		7	6
30 近江台	栗津 寛三	副会長	7	6
31 サイドタウン	竹澤 克彦		8	3
32 下田東	(不在)		3	0
33 下田西	谷口 安彦		3	3
34 下田南	(不在)		3	2
35 下田北	(不在)		4	4
36 中山	山内 信貴	事務局次長	3	3
37 緑ヶ丘	喜多 一朗		4	4
38 大谷	萬谷 彰文		4	2
39 桐松	西谷 健		5	2
40 堂の城	河内 剛志		2	2
41 湖南工業団地北	山田 龍平		11	8
42 湖南工業団地中	望月 惇二		2	2
43 湖南工業団地南	岸田 憲一	事務局長	6	6
市外在住(在勤者)			5	3
合計			259	174

第3号議案

令和元年度事業計画について

令和元年度事業計画を次のとおりとしたいので、湖南省防災士連絡会規約第9条第6項の規定により、総会の承認を求める。

なお、事業年度は、令和元年11月17日から令和2年3月31日までとする。

湖南省防災士連絡会令和元年度事業計画（案）

実施予定時期	事業	事業内容
令和元年12月 令和2年2月	幹事会	令和元年度事業の確認、その他本会運営にあたっての意見交換及び令和2年度事業計画（案）の策定についての協議
令和2年1月	先進地視察	先進的な防災士組織を視察し、組織の運営および事業の進め方について情報を収集するほか、意見の交換などの交流を図る。
令和2年2月	研修会	本会会員（防災士）を対象とした研修会を湖南省と共催
～令和2年3月	会員加入促進	本会未加入区への会員加入促進（全43区加入促進）
～令和2年3月	事業計画策定	令和2年度事業計画(案)の策定

第4号議案

令和元年度予算について

令和元年度予算を次のとおりとしたいので、湖南省防災士連絡会規約第9条第6項の規定により、総会の承認を求める。

なお、会計年度は、令和元年11月17日から令和2年3月31日までとする。

令和元年度湖南省防災士連絡会予算（案）

収入の部 (単位：円)

	金額	備考
収入	0	

支出の部 (単位：円)

	金額	備考
支出	0	